

官

報

号外 平成六年六月十日

○第一百二十九回  
国  
会

## 衆議院會議録 第一十六号

平成六年六月十日(金曜日)

議事日程 第十五号

平成六年六月十日  
正午開議第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)第二 油漏損害賠償保障法の一部を改正する法  
律案(内閣提出)  
第三 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件  
商法及び有限会社法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

國務大臣の発言(衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する報告)

○議長(土井たか子君) 自治大臣から、衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する報告のため、発言を求められております。これを許します。自治大臣石井一さん。

〔國務大臣石井一君登壇〕

○國務大臣(石井一君) 衆議院議員選挙区画定審議会が取りまとめた「区割り案の作成方針」について御報告申し上げます。

先般成立いたしました政治改革関連法においては、衆議院議員の選挙に小選挙区比例代表並立制を導入することとし、小選挙区の区割りについては、これを厳正、公正なものとするために、いわゆる第三者機関にその画定案の作成をゆだねることとして、衆議院議員選挙区画定審議会を総理府に設置することとしております。

政府といいたしましては、衆議院の御同意をいたいた上で、去る四月十一日、七人の委員の任命を行つたところであります。同審議会では、以後審議を進められ、去る六月二日、「区割り案の作成方針」を取りまとめられたところであります。審議会の運営、審議は、委員の合議に基づき行われてゐるものであります。その庶務は自治省において処理することとされておりますので、当職から「区割り案の作成方針」について御報告申し上げるものであります。

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第二 油漏損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第三 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自

以下、その全文を申し上げます。

区割り案の作成方針

(一) 各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようすることを基本とする。

(イ) 各選挙区の人口は、全国の議員一人当たり人口の三分の二から三分の四までとなり、全国の議員一人当たり人口の三分の四を上回る選挙区は設けないものとし、全国の議員一人当たり人口の三分の二を下回る選挙区はできるだけ設けないものとする。

(ロ) 各選挙区の人口は、当該都道府県の議員一人当たり人口の三分の二から三分の四までとする。

(ハ) 都道府県の議員一人当たり人口が全国の議員一人当たり人口の三分の二を下回る

都道府県にあっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。

(イ) 市(指定都市にあっては行政区)区町村の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、市区の区域は分割するものとする。

(イ) 市区の人口が全国の議員一人当たり人口の三分の四を超える場合

(ロ) 市区の人口が当該都道府県の議員一人当たり人口の三分の四を超える場合

(ハ) 当該都道府県の人口最大の市の区域をもつて単独の選挙区としたときに全国の議員一人当たり人口の三分の二を下回る選挙区が生じる場合



官報(号外)

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 商法及び有限会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長高橋辰夫さん。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

○高橋辰夫君登壇  
ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、株式制度及び有限会社の出資制度の運営の一層の適正化及び円滑化を図るため、自己株式及び自己持分の取得規制を緩和しようとするもので、その主な内容は、会社は、定時総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内で、使用人に譲渡するため及び株式を消却する等のために自己株式を取得できるものとし、有限会社についても、自己持ち分の消却等に関する同様の制度導入すること等であります。

委員会においては、六月三日中井法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聽取する等慎重に審査を行い、去る八日質疑を終了し、本日討論、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十七分散会

出席國務大臣

法務大臣 中井 治君  
運輸大臣 二見 伸明君  
自治大臣 石井 一君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書要領)

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

(理事補欠選任)

一、去る八日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

(理事補欠選任)

理事 月原 庄祐君 (理事月原庄祐君去る七日 日委員辞任につきその補欠)  
委員辞任につきその補欠)

理事 後藤 茂君 (理事後藤茂君去る七日 委員辞任につきその補欠)

理事 中西 譲介君 (理事中西謙介君去る七日 委員辞任につきその補欠)

理事 草川 昭三君 (理事草川昭三君去る七日 委員辞任につきその補欠)

理事 茂木 敏充君 (理事茂木敏充君去る三日 委員辞任につきその補欠)

理事 茂木 敏充君 (理事茂木敏充君去る三日 委員辞任につきその補欠)

（常任委員辞任及び補欠選任）  
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員  
（常任委員辞任及び補欠選任）  
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

理事 安倍 晋三君  
委員辞任につきその補欠)

理事 今津 寛君  
委員辞任につきその補欠)

理事 加藤 純一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 武藤 嘉文君  
委員辞任につきその補欠)

理事 伊東 秀子君  
委員辞任につきその補欠)

理事 金田 誠一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 浜田 培一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 浜田 培一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 金田 誠一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 伊東 秀子君  
委員辞任につきその補欠)

理事 上田 清司君  
委員辞任につきその補欠)

理事 齊藤 鉄夫君  
委員辞任につきその補欠)

理事 大口 善徳君  
委員辞任につきその補欠)

理事 齊藤 鉄夫君  
委員辞任につきその補欠)

理事 田名部匡省君  
委員辞任につきその補欠)

理事 田名部匡省君  
委員辞任につきその補欠)

理事 田名部匡省君  
委員辞任につきその補欠)

補欠

理事 安倍 晋三君  
委員辞任につきその補欠)

理事 加藤 純一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 武藤 嘉文君  
委員辞任につきその補欠)

理事 伊東 秀子君  
委員辞任につきその補欠)

理事 金田 誠一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 浜田 培一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 金田 誠一君  
委員辞任につきその補欠)

理事 伊東 秀子君  
委員辞任につきその補欠)

理事 上田 清司君  
委員辞任につきその補欠)

理事 齊藤 鉄夫君  
委員辞任につきその補欠)

理事 大口 善徳君  
委員辞任につきその補欠)

理事 齊藤 鉄夫君  
委員辞任につきその補欠)

理事 田名部匡省君  
委員辞任につきその補欠)

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

改正する法律案及び同報告書

四

(内閣提出第五六号)(參議院送付)  
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(參議院送付)

以上三件 通信委員会 付託

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(參議院送付)

(議案送付)

一、去る八日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成六年度一般会計予算

平成六年度特別会計予算

平成六年度政府関係機関予算

農業改良助長法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

裁判官の介護休暇に関する法律案

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

証券取引法の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う法律案

関係法律の整備に関する法律案

航空業務に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府とハンガリー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

道路運送車両法の一部を改正する法律  
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「道路運送車両の整備」を「道路運送車両の点検及び整備」に、「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

右  
国会に提出する。

平成六年四月八日

内閣総理大臣 細川 譲  
道



一、自動車運送事業の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車 一月

二、前号及び次号に掲げる自動車以外の自動車 六月

三、自家用乗用自動車（人の運送の用に供する自家用自動車（第一号の運輸省令で定める自家用自動車を除く。）のうち、運輸省令で定めるもの以外のものをいう。第六十一条第二項において同じ。）及び運輸省令で定める自動車 一年

前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第四十九条第二項を削り、同条第三項中「様式」保存期間その他定期点検整備記録簿に関し必要な事項」を「保存期間」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十三条の二を削る。

第五十四条の見出しを「整備命令等」に改め、同条に次の二項を加える。

四、地方運輸局長は、第一項の規定により整備を命ずる場合において、当該保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態が、劣化又は摩耗により生ずる状態であつて運輸省令で定まるものであり、かつ、当該自動車について、定期点検整備記録簿の有無及び記載内容その他の事項を確認した結果第四十八条第

一項の規定による点検で、自動車を輸出する場合のもの  
が行われていないことが判明したときは、当該  
自動車の使用者に対し、当該点検（第一項の規定  
により整備を命ずる部分に係るもの）を除く。）  
をし、及び必要に応じ整備をすべきことを勧告  
することができる。  
第五十七条第一号中「第四十七条及び」を「第四  
十七条の二第一項及び第二項並びに」に、「点検」  
を「規定による点検」に改め、同条第一号中「点検」  
を「前号に規定する点検」に改め、第四章中同条の  
次に次の二条を加える。  
(自動車の点検及び整備に関する情報の提供)  
第五十七条の二 自動車の製作を業とする者又は  
外国において本邦に輸出される自動車を製作す  
ることを業とする者から当該自動車を購入する  
契約を締結している者であつて当該自動車を輸  
入することを業とするもの（第六十三条の二、  
第六十三条の三及び第六十三条の四第一項にお  
いて「自動車製作者等」という。）は、その製作す  
る自動車で本邦において運行されるもの又はそ  
の輸入する自動車について、当該自動車の使用者  
者が第四十七条の規定による点検及び整備（第四  
十七条の二及び第四十八条の規定によるもの  
を除く。）をするに当たつて必要となる技術上の  
情報であつて運輸省令で定めるものを当該自動  
車の使用者に提供するよう努めなければならな  
い。  
第五十九条第四項中「第七条第三項」の下に「(第  
二号に係る部分に限る。)」を加える。  
第六十三条の次に次の三条を加える。  
(改善措置の勧告等)

に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一 定の範囲の自動車（検査対象外軽自動車を含む。以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車（自動車を輸入することを業とする者以外の者が輸入した自動車その他運輸省令で定める自動車を除く。以下「基準不適合自動車」という。）を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講すべきことを勧告することができる。

2 運輸大臣は、第一項の規定による勧告した場合において、その勧告を受けた自動車製作者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（改善措置の届出等）

第六十三条の三 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一 定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれ

必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因

二 改善措置の内容

三 前二号に掲げる事項を当該自動車の使用者に周知させるための措置その他の運輸省令で定める事項

4 運輸大臣は、前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれなくするため又は保安基準に適合させるために適切でないと認めるとときは、当該届出をした自動車製作者等に対し、その変更を指示することができる。

第一項の規定による届出をした自動車製作者等は、運輸省令で定めるところにより、当該届出に係る改善措置の実施状況について運輸大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第六十三条の四 運輸大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車を作成し、若しくは輸入した自動車製作者等又は前条第一項の規定による届出をした自動車製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員が、当該自動車製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十四条第一項中「が分解整備された」を「の分解整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。）が行われた」と、「行なう」を「行う」に改める。

第六十九条第一項を次のようとに改める。

自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該自動車検査証を運輸大臣に返納しなければならない。

一 当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号の指定の際）存したるものでなくなつたとき。

三 当該自動車について第十六条第一項の申請に基づく抹消登録があつたとき。

第六十九条に次の二項を加える。

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を運輸大臣に返納して自動車検査証

返納証明書の交付を受けることができる。

第七十一条第五項中「第三項」の下に「並びに第六十二条第六項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「使用者」とあるのは「所有者」と、「第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入の申請をするべき事由」とあるのは「第七一条第八項において準用する第六十七条第一項の規定による自動車予備検査証の記入の申請をするべき事由」と読み替えるものとする。

第七十一条第九項中「前条」を「第六十一条第四項及び前条」に改め、「この場合において」の下に「同条中」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（限定自動車検査証等）第七十一条の二 運輸大臣は、新規検査若しくは予備検査（第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の運輸省令で定める事項（以上「構造等に関する事項」という。）がそれぞれ当該自動車に係る記載された構造等に関する事項と同一であるものでなくなりたとき。

三 当該自動車について第十六条第一項の申請に基づく抹消登録があつたとき。

第六十九条に次の二項を加える。

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を運輸大臣に返納して自動車検査証

り総統検査又は分解整備検査の結果限定自動車検査証を交付する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「地方運輸局長」とあるのは「運輸大臣」と「当該保安基準に適合しないおそれがある状態又は適合しない状態」とあるのは「当該自動車が保安基準に適合しないと認める状態」と、「第一項の規定により整備を命ずる部分」とあるのは「当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分」と読み替えるものとする。

5 限定自動車検査証の有効期間は、十五日とする。

第六十一条第四項及び第七十条の規定は、限

定自動車検査証について準用する。この場合において、同条中「使用者」とあるのは、「使用者（予備検査にあつては、所有者）」と読み替えるものとする。

第六十一条の二 第六十三条の三中「行なう」を「行う」と改め、第六十三条の二、第六十三の三、第六十三の四、第七十一条の二第二項を加える。

第七十六条中「及び自動車予備検査証」を「、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」と改め、第六十六条第一項の規定の適用については、これららの規定中「自動車検査証」とあるのは、「限定自動車検査証」とする。

6 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された繪

造等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。

第七十四条第一項中「第五十三条の二第一項の規定による指示及び第五十四条」を「第五十四条第一項から第三項まで」と改め、「処分」の下に「及び同条第四項（第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告」を加える。

第七十四条の三中「行なう」を「行う」と改め、第六十三条の二、第六十三の三、第六十三の四、第七十一条の二第二項を加える。

第七十六条中「及び自動車予備検査証」を「、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」と改め、第六十六条第一項の規定にかかるわらず、当該限定自動車検査証の有効期間（総統検査又は分解整備検査の申請の際提出された自動車検査証の有効期間の残存期間が限定自動車検査証の有効期間より短い場合にあつては、当該自動車検査証の有効期間（残存期間）と同一とし、同条第五項の規定にかかるわらず、その有効期間において

表示することができる。

第七十四条第一項中「第五十三条の二第一項の規定による指示及び第五十四条」を「第五十四条第一項から第三項まで」と改め、「処分」の下に「及び同条第四項（第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による勧告」を加える。

第七十四条の三中「行なう」を「行う」と改め、第六十三条の二、第六十三の三、第六十三の四、第七十一条の二第二項を加える。

第八十四条中「第八十一條第二項第五号」を「第八十一條第二項」に改める。

第九十条ただし書中「場合」の下に「又は第九十条の五の二第一項の規定により限定保安基準適

合証を交付すべき場合」を加える。

第九十一条第四項を削る。

第九十四条の二第一項中「の自動車の」の下に「点検及び」を加える。

第九十四条の五第一項中「運輸省令で定める基準により」を削り、「整備した」を「運輸省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした」と改め「保安基準適合標章」の下に「(第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については、保安基準適合証)」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、自動車検査員が当該自動車について運輸省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、運輸省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の五第五項を同条第七項とし、同条第四項中「保安基準適合証」を「総統検査又は分解整備検査に際し、有効な保安基準適合証」に改め、「(第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)」を削り、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納

証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、

当該自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があった場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十七条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣(第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)次項及び次条第三項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の五第二項の次に次の一項を加える。  
3 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車について運輸省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、運輸省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の五第五項を同条第七項とし、同条第四項中「保安基準適合証」を「総統検査又は分解整備検査に際し、有効な保安基準適合証」に改め、「(第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)」を削り、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第七十二条の二第六項の規定は、保安基準適合証について準用する。

第九十四条の五の五に次の一条を加える。  
(限定保安基準適合証)

第九十四条の二第一項中「指定自動車整備事業者は、有効な限定自動車検査証の交付を受けている自動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求によ

り、限定保安基準適合証を依頼者に交付しなければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項前段の規定は、前項の場合について準用する。この場合に

おいて、同条第二項前段中「当該自動車」とあるのは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。

3 有効な限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条、第六十二条、第六十四条並びに第七

十一条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の六第一項中「及び保安基準適合証を」と、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証をに改め、同項第一号中「整備及び」を「点検及び整備並びに」に改め、同項第五号中「及び保安基準適合標章」を、保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章に改める。

第九十四条の七中「第九十四条の五第一項」の下に「及び第九十四条の五の二第一項」を加え、「及び保安基準適合標章」を、保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章に改める。

第九十四条の八第一項中「及び保安基準適合標章」を、保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章に改める。

第九十四条の九中「(同項第五号に係る部分に限り保安基準適合標章)」を削る。

第九十四条の十中「第九十四条の五第一項」の下に「及び第九十四条の五の二第一項」を加え、「及び保安基準適合標章」を、保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章に改める。

第九十八条中「自動車の登録の検認票」を削る。

第一百二条第一項中「又は第八号」を「から第九号まで」に改め、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十二号とし、同項第八号中「又は自動車予備検査証」を「自動車予備検査証又は限定自動車検査証」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 自動車検査証返納証明書の交付を申請する

第百二条第二項中「第九号」を「第十号」に、「第一号」を「第十二号」に改める。

第百三三条第一項中「及び保安基準適合標章」を「保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章」に改める。

第百二条第二項中「五十万円」を「三十万円」に改める。

第百六条の二中「三十万円」を「五十万円」に改める。

「保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章」に改める。

第百七条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第百六条の二中「三十万円」を「五十万円」に改める。

「保安基準適合標章」を「保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章」に改める。

第九十四条の五第一項中「第十七条第三項」を削り、「又は第

七十二条第二項若しくは第四項」を「第七十二条第一項若しくは第四項又は第七十二条の二第一項」に改め、「検認」を削り、同条第一号中「又は第

九十四条の五第二項」を削り、「第九十四条の五第二項」に改め、「保安基準適合標章」を「保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章」に改め、同条第五号中「及び保安基準適合標章」を「保安基準適合標章及び限定保安基準適合標章」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第九十四条の五の二第一項の規定による自

動車の当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合において、当該整備に係る部分が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求によ

り、合証を交付した者



協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百一十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五十三条の二」を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十四条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第四項中「第九十四条の五第四項」を「第九十四条の五第六項」に改める。

（着路交渉に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正）

第十一条 道路交通に関する法律（昭和三十九年法律第二百九号）を次のように改正する。

第四条第一項中「第五十三条の二」を「第五十一条第四項」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十一号中「点検を指示し、及び」を削る。

（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。）

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二を次のように改正する。

（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。）

理由

最近における自動車に関する技術の進歩及び自動車の使用形態の多様化に適切に対応し、あわせて自動車の使用者による自主的な保守管理を促すため、自家用乗用自動車等に係る大か月点検の義務付けの廃止等自動車の点検及び整備に関する制度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を活用する制度を改めることとする。

8 設計又は製作の過程に起因する自動車の保

活用できる範囲を拡大する等所要の改正を行うほか、道路運送車両法に規定する許可、認可等の整理及び合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五十三条の二」を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十四条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第四項中「第九十四条の五第四項」を「第九十四条の五第六項」に改める。

（着路交渉に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正）

第十一条 道路交通に関する法律（昭和三十九年法律第二百九号）を次のように改正する。

第四条第一項中「第五十三条の二」を「第五十一条第四項」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十一号中「点検を指示し、及び」を削る。

（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。）

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二を次のように改正する。

（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。）

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二を次のように改正する。

（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。）

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二を次のように改正する。

（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。）

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二を次のように改正する。

（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。）

度を見直すとともに、指定自動車整備事業制度を

安基準への不適合について、自動車製作者等が改善措置を講じようとする際、運輸大臣へ届け出なければならないこととするとともに、運輸大臣は自動車製作者等に対し改善措

置を講じることを勧告することができる」とする。

4 回送運行の許可等の有効期間の限度を延長することとその他の社会経済情勢の変化に対応して、国民の負担を軽減するため、許可、認可等の整理及び合理化を行うこととする。

（内閣提出）に関する報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕

平成六年六月九日

運輸委員長 井上 一成

衆議院議長 士井たか子殿

道路運送車両法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕

る施行に努める」と。

七 自動車の検査及び点検整備等について、自動車技術の進歩等に対応して、今後とも適宜見直しを図ること。

### 油漏損害賠償保障法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成六年四月二十八日

内閣総理大臣 羽田 政

油漏損害賠償保障法の一部を改正する法律  
第一条 油漏損害賠償保障法(昭和五十年法律第  
九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号を次のように改める。  
八 一単位 国際通貨基金協定第三条第一項  
に規定する特別引出権による特別引出権  
に相当する金額をいう。

第六条第一号中「一千倍」を「百三十三倍」に改  
め、同条第一号中「一億一千万倍」を「千四百万  
倍」に改める。

第十五条第三項中「第五条第一項本文」を「第  
五条本文」に改める。

第三十二条の二を削る。

第三十八条中「第十九条、第三十条第二項  
後段」を削り、「責任制限法第二十条第一項及び  
第二項中「前条第一項」とあるのは「油漏損害  
賠償保障法第三十二条の二第一項」と、責任制限  
法第二十二条第五項、第二十五条第三号及び第  
三十三条中「第十九条第一項」とあるのは「油漏  
損害賠償保障法第三十二条の二第一項」と、責

### 任制限法第二十八条第一項第二号中「第十九条

第一項の規定による決定に基づき供託された金  
銭又は第二十条第一項の供託委託契約に係る一  
定の金額の総額」とあるのは「責任限度額」を責  
任制限法第十九条第一項中「金額及びこれに對  
する事故発生の日から供託の日(次条第一項の  
規定により供託委託契約を締結する場合にあ  
ては、同項の規定による届出の日。次項におい  
て同じ。)まで年六ペーセントの割合により算定  
した金額」とあるのは「金額」と、責任制限法第  
十九条第二項中「供託の日」とあるのは「供託の  
日(次条第一項の規定により供託委託契約を締  
結する場合にあつては、同項の規定による届出  
の日)」に改め、「第十九条第一項」とあるのは  
は「油漏損害賠償保障法第三十二条の二第一項  
の」と「」を削り、「金額の額」を「責任限度額」に  
改め、「責任限度額に相当する」及び「額」を削  
り、「第十九条第二項及び第二十条」とあるのは  
「第二十条」を「第十九条第二項中「供託の日」と  
あるのは「油漏損害賠償保障法第三十八条にお  
いて読み替えて適用する第十九条第二項中「供  
託の日」と「の供託の日」とあるのは「の規定  
による決定に基づき供託する日(第三十条第二  
項において適用する)」に改める。

第六条第一号及び第四十六条中「三十万  
円」を「百万円」に改める。

第四十五条第一項及び第四十六条中「三十万  
円」を「一百万円」に改める。

第五十条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第二条 油漏損害賠償保障法の一部を次のように  
改める。

損者賠償保障法第三十二条の二第一項」と、責

### 目次 第四章 國際基金 第一節 國際基金に対する請求(第二十二条、第二十七条)を 第二節 國際基金に對する提出(第二十八条、第三十条)」を 第四章の一 千九百九十二年 國際基金

に対する請求(第二十二条、第二十七条)に、「第五章 責任制限手続(第二十二条、第二十九条)」を  
十二年 國際基金(第三十条の二)」

### 第五章 責任制限手続

#### 第一節 通則(第二十二条、第二十九条)

#### 第二節 特定油漏損害に關し 千九百六十九年条約責任限度額を限度として開始する責任制限手續

「第四章 國際基金  
第一節 國際基金に對する請求(第二十二条、第二十七条)を  
第二節 國際基金に對する提出(第二十八条、第三十条)」を  
第四章の一 千九百九十二年 國際基金

に対する請求(第二十二条、第二十七条)に、「第五章 責任制限手続(第二十二条、第二十九条)」を  
十二年 國際基金(第三十条の二)」

第三十九条の十二—第三十九条の二十一)」  
統等(第三十九条の十二—第三十九条の二十一)」  
条の(十一) 第二節 特定油漏損害に關し 千九百六十九年条約責任限度額を限度として開始する責任制限手續

に改める。

第一条中「から流出し、又は排出された」を  
「に積載されていた」に改める。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

一の一 千九百九十二年責任条約 千九百九  
十二年の油による汚染損害についての民事  
責任に関する国際条約をいう。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の一 千九百九十二年国際基金条約 千九  
百九十二年の油による汚染損害の補償のた  
めの国際基金の設立に関する国際条約をい  
う。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の一 二百海里水域等 本邦の領海の基線  
(領海法(昭和五十二年法律第三十号))第二  
条第一項に規定する基線をいう。(以下この  
号において同じ。)からその外側二百海里的  
水域(その線が本邦の領海の基線から測定し  
て中間線(同法第一条第二項に規定する中  
間線をいう。以下この号において同じ。)を  
超えているときは、その超えている部分に  
ついては、中間線とする)までの海域(領  
海を除く。第三十一条において「二百海里

水域」という。)及び千九百九十二年責任  
条約の締約国である外国の千九百九十二年責  
任条約第二条(イ)に規定する水域をいう。

第二条第六号ロ中「イ」を「イ又はロ」に改め、  
同号ロを同号ハとし、同号イ中「責任条約」の下  
に「又は千九百九十二年責任条約」を、「締約国」  
の下に「政令で定める油(以下「政令指定油」と  
いう。)による汚染にあつては、責任条約の締約  
国」を、「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同  
号イの次に次のように加える。

ロ 船舶(ばら積みの油以外の貨物の海上  
輸送をすることができる船舶にあつて  
は、ばら積みの油の輸送の用に供してい  
るもの並びにばら積みの油の輸送の用に  
供した後当該船舶のすべての貨物艙内に  
当該油が残留しない程度にその貨物艙を  
洗浄するまでの間ににおいて、ばら積みの  
油以外の貨物の輸送の用に供しているも  
の及び貨物を積載しないで航行している  
ものに限る。)から流出し、又は排出され  
た油(政令指定油を除く。)による汚染(貨  
物又は燃料として積載されたいた油(當

官 報 (号 外)

該油が貨物船内その他の運輸省令で定める船舶内の場所に残留したもの及び当該油を含む混合物は運輸省令で定めるものと含む。による汚染に限る。(だより生ずる千九百九十二年責任条約の締約國の領域内又は二百海里水域等内における損害

二条第六号の次に次の二号を加える。  
二 特定油漏損害 責任条約の締約国の  
領域内における前号イに掲げる損害並びに  
当該損害の原因となる事実が生じた後にそ  
の損害を防止し、又は軽減するため熱ら  
れる相当の措置に要する費用及びその措置  
により生ずる損害をいう。

二条第七号中「前号ロ」を「第六号ハ」に改  
同条第十号の次に次の一号を加える。

の一千九百九十二年国際基金一千九百九十二年国際基金條約第二条第一項に規定す

る千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金を「あ。

三条第一項中「がら流出し、又は排出され  
、「一賃貸借」として、二三枚の、同表第四項

のようだ改める。

第一項本文又は第二項本文の場合において、次に掲げる者（政令指定油による油濁措

第一号及び第二号に掲げる者は、その損害を賠償する責めに任じ限る。)は、

い。ただし、当該油漏損害（政令指定油にて  
る油漏損害を除く。）が、次に掲げる者（書

一 船舶のトントン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額

イ 五千トン以下の船舶については、一単位は、第一号に掲げる者を除く。の故意によっては、特定油漏損害に積載されていた油による特定油漏損害については、第一号に掲げる者を除く。の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたこれらの者の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りでない。

一 当該船舶の船舶所有者の使用する者  
一 当該船舶の船舶賃借人及びその使用する者

二 当該船舶の千九百九十二年責任条約第三条第四項(c)に規定する(船舶者(船舶賃借人を除く。)、管理人又は運航者及びこれらの者の使用する者)

四 船舶の修繕その他の当該船舶に係る役務の提供を請け負う者及びその使用する者

五 当該船舶の船舶所有者の同意を得て、又は行政庁の指示に従い、海上における人命、積荷又は船舶の救助に直接関連する役務を提供する者及びその使用する者

六 第二条第六号ヘに規定する措置を執る者(当該船舶の船舶所有者を除く。)及びその使用者

第五条中「又は過失により生じたものである」とを「により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるとき(特定油漏損害により生じたものであるとき)」に改める。

第六条各号を次のように改める。

位の三百万倍の金額  
ロ 五千トンを超える船船にあつては、イ  
の金額に五千トンを超える部分について  
一トンにつき一単位の四百二十倍を乗じ  
て得た金額を加えた金額（その金額が一  
単位の五千九百七十万倍の金額を超える

「トン数」という。」と、前条第一項第一号「トントン」を「トントン」に改める。  
「トントン」を「トントン」に改める。

とときは、一単位の五千九百七十万倍の金額

ら国際基金条約第四条の規定により国際基金から当該制限債権に係る制限債権者に対する支払われた補償の総額を控除した金額第六条に次の一項を加える。

前項の規定にかかる特定油濁損害(政令指定油による特定油濁損害を除く。)の

みが生じた場合（責任条約の締約国であり、かつ、千九百九十二年責任条約の締約国であ

る國の領域内において当該特定油濁損害が生じた場合にあつては、責任条約のみの締約国

の国籍を有する船舶に積載されていた油によるものである場合を限る。)及び政令指定油で

よる特定油漏損害が生じた場合における当該

船舶所有者の責任限度額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ないとする。

— 単位の百三十三倍に船舶のトン数を乗じて得た金額

二 一単位の千四百万倍

の船舶のトン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第二

項の規定の例により算定した数値にトンを付し  
て表すことを「新規基準」と定めることとする。

て表したもの（第十七条第二項において一新責任



官 報 (号 外)

供託命令

**第三十九条の四** 裁判所は、第三十九条の二の規定による責任制限手続開始の申立てを相當と認めるときは、その申立てをした者（以下この節において「申立人」という。）に対し、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める千九百九十二年条約責任限度額に相当する金銭を裁判所の指定する供託所に供託しきつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならない。

2  
前項の千九百九十二年条約責任限度額に相当する金額は、供託の日（第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日）において公表されている最終の一単位の額により算定するものとする。  
3 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告することができる。

第三十九条の五 基金（第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十三条たゞ規定する基金をいう。以下この節において同じ。）は、第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第九十二条第五項（第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十三条第一項若しくは第三項の規定により支弁されるものを除き、配当に充てる。

（2）前項に規定する場合においては、管理人は、未配当債権の調査期日が終了した後、遅滞なく、配当に充てることができる額に相当する部分をもつてする特定油漏損害に関する制限債権についての配当（以下「第一次配当」という。）を行わなければならない。

（3）前項に規定する場合においては、管理人は、未配当債権の調査期日が終了した後（第39条の八第一項の規定による申立てについて、未配当債権がないという理由で棄却されたときは、当該申立てを棄却する決定が確定した後）、遅滞なく、配当に充てることができる基金の額から前項の規定による第一次配当の額を控除した部分をもつてする未配当債権又は領海外油漏損害等に関する制限債権についての配当（以下「第二次配当」という。）を行わなければならない。

（配当の効果）

2 前項に規定する場合において、責任制限手続に参加した責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されたいた油による特定油漏損害又は責任条約のみの締約国の領域内における特定油漏損害に關する制限債権者が、第一次配当に係る配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

3 第一項に規定する場合において、責任制限手続に参加した制限債権者が、第二次配当に係る配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができるとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

4 前条第三項に規定する場合において、責任制限手続に参加した制限債権者が、その配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができるとなつたときは、申立人及び受益債務者は、責任制限手続においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。  
(未配当債権の調査開始の決定等)

号外(報)

条約第四条の規定による国際基金からの補償を受けたこと又は受けることができないことが明らかになつたときは、裁判所は、申立てにより、未配当債権の調査開始の決定をし、これと同時に、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、未配当債権がないことが明らかであるときは、この限りでない。

一 未配当債権の届出期間。ただし、その期間は、決定の日から一月以上四月以下でなければならぬ。

二 未配当債権の調査期日。ただし、その期日と届出期間の末日との間に、一週間以上二月以下の期間がなければならない。

三 裁判所は、前項の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 前項の決定の年月日時及び主文

二 未配当債権の届出期間及び調査期日

三 未配当債権をその届出期間内に届け出るべき旨の催告

3 管理人、申立人並びに知れている未配当債権者、責任制限手続に参加した領海外油漏損害等に関する制限債権者及び受益債務者は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項第一号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、未配当債権の調査期日の変更について未配当債権の内容その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

4 前二項の規定は、第一項第一号に掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、未配当債権の調査期日の変更について未配当債権の内容その他の最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

(未配当債権の調査)

第三十九条の十 未配当債権の調査期日においては、届出のあつた債権について、未配当債権であるかどうか、及び未配当債権であるときには、その内容を調査する。

第三十九条の十一 責任制限手続については、次項に定めるものを除き、責任制限法第三章

(第九条、第十条、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第四節、第五十四条、第六十四条、第六十八条、第六十九条第一項及び第七十六条を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条、第十 四十五条第一項、第三 十条及び第四十 一条第一項	この法律
前条第一項	油漏損害賠償保障法第三十九条の四第 一項の十一において準用するこの法律

項第四十八条第一 項	第三十条第一項	第三十条第二項	第三十条第二項	第三十条第二項	第三十条第二項	第三十条第二項	第三十条第二項
同法 油漏損害賠償保障法	制限債権	「第三十条第一項の供託の日」 、「第三十条第一項の供託の日」	「第三十条第一項の供託の日」 、「第三十条第一項の供託の日」	「第三十九条第二項」 、「第三十九条第二項」	「第三十九条第二項」 、「第三十九条第二項」	「第三十九条第二項」 、「第三十九条第二項」	「第三十九条第二項」 、「第三十九条第二項」
この法律 油漏損害賠償保障法	制限債権	「第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第一項において準用す	「第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第一項において準用す	「第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第一項において準用す	「第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第一項において準用す	「第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第一項において準用す	「第三十九条の十一第一項において準用する責任制限法第三十条第一項の規定による決定に基づき供託する日」とあるのは「準用する責任制限法第三十条第一項において準用す



第一項、第五十九条、第六十条、第六十一条(見及二項)	第五十五条第二項	第五十六条第一項	第五十六条第二項	第五十七条第一項	第五十七条第二項	第五十八条第一項及び第三項	第五十九条の八第三項及び第四項	第六十条の八第三項及び第四項	第六十一条の八第三項及び第四項	
(以下この節において「申立て」という。)に對して、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める千九百六十九年条約責任限度額に相当する金額を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命令なければならない。	当該参加した者	当該未配当債権を届け出た者	当該未配当債権を届け出た者	未配当債権を届け出た者	未配当債権を届け出た者	未配当債権を届け出た者	未配当債権を届け出た者	未配当債権を届け出た者	未配当債権を届け出た者	
第三節 特定油漏損害に関する規定	特定油漏損害等に関する制限債権の調査期日又は未配当債権	未配当債権又は未配当債権	未配当債権又は未配当債権	未配当債権等に関する債権者	未配当債権又は未配当債権	未配当債権又は未配当債権	未配当債権又は未配当債権	未配当債権又は未配当債権	未配当債権又は未配当債権	
(手続開始の申立て)	者	制限債権	制限債権	制限債権	制限債権	制限債権	制限債権	制限債権	制限債権	
第三十九条の十三 前条の規定による責任制限として開始する責任制限手続等	(説明等)	手続開始の申立てをするときは、特定油漏損害に関する制限債権に係る事故を特定するために必要な事実及び特定油漏損害に関する制限債権の額が千九百六十九年条約責任限度額を超えることを陳明し、かつ、知っている特六条第一項第二号に掲げる金額(同条第二項に規定する場合にあっては、千九百六十九年(供託命令)条約責任限度額)を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。	第三十九条の十二	第三十九条の十一	第三十九条の二十	第三十九条の二十一	第三十九条の二十二	第三十九条の二十三	第三十九条の二十四	第三十九条の二十六
第三十九条の十二 船舶所有者又は保険者等は、特定油漏損害に関する債権について、第六条第一項第二号に掲げる金額(同条第二項に規定する場合にあっては、千九百六十九年(供託命令)条約責任限度額)を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。	第三節 特定油漏損害に関する規定	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	第三節 特定油漏損害等に関する債権者	

相当と認めるときは、その申立てをした者(以下この節において「申立て」という。)に對して、一月を超えない一定の期間内に、裁判所の定める千九百六十九年条約責任限度額に相当する金額を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨を届け出るべきことを命令なければならない。

2 前項の千九百六十九年条約責任限度額に相当する金額は、供託の日(第三十九条の十七において準用する責任制限法第二十条第一項の規定により供託委託契約を締結する場合にあつては、同項の規定による届出の日)において公表されている最終の一単位の額により算定するものとする。

3 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(配当の効果)

第三十九条の十五 第三十九条の十二の規定による申立てにより開始された責任制限手続(第三十九条の二十二を除き、以下この節による申立て)により開始された責任制限手続(第三十九条の二十二を除き、以下この節による申立て)に對しては、即時抗告をすることができる。

(配当の結果)

第三十九条の二十一を除き、以下この節による申立てにより開始された責任制限手続(第三十九条の二十二を除き、以下この節による申立て)に對しては、即時抗告をすることができる。

(手続開始の申立て)

第三十九条の十三 前条の規定による責任制限として開始する責任制限手続等

第三十九条の十三 前条の規定による責任制限手続開始の申立てをするときは、特定油漏損害に関する制限債権に係る事故を特定するために必要な事実及び特定油漏損害に関する制限債権の額が千九百六十九年条約責任限度額を超えることを陳明し、かつ、知っている特六条第一項第二号に掲げる金額(同条第二項に規定する場合にあっては、千九百六十九年(供託命令)条約責任限度額)を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。

第三十九条の十四 裁判所は、第三十九条の十二の規定による責任制限手続開始の申立てを

約国(の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油漏損害、責任条約のみの締約国)の領域内における特定油漏損害又は政令指定油による特定油漏損害に関する制限債権者が、その配当額につき供託に関する法令の規定により基金から支払を受けることができることとなつたときは、申立て人及び受益債務者は、責任制限手続においては、当該制限債権者に対する配当に係る債権について、その責任を免れる。

8 第一項に規定する場合においては、第三十九条の十七において準用する責任制限法第三十三条後段の規定にかかわらず、当該責任制限手続に参加した制限債権者に限り、その配当額につき基金から支払を受けた後残存する制限債権について、申立て人の財産又は受益債務者の財産に對してその権利を行使することができる。

(国際基金からの補償を受けていないことを理由とする訴訟等の手続の中止)

第三十九条の十六 前条第三項の場合において、同項に規定する残存する制限債権に基づく申立て若しくは受益債務者に対する訴えの提起又はその財産に對する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行としての競売の申立て(以下この項において「残存する制限債権に基づく訴えの提起等」という。)がある場合は、当該参加した制限債権者は、当該制限債権者に対する配当に係る債権につき、手続外訴訟において制限債権でないことを主張することができない。

てをした場合には、裁判所は、当該制限債権について同条の規定による国際基金からの補償を受けたこと又は受けることができないことが明らかになるまで、その手続を中止しなければならない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

前項の中止の申立てに関する決定に対しても、不服を申し立てることができる。

裁判所は、中止の理由が消滅したときはその他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

(責任制限法の運用)  
第三十九条の十七 責任制限手続については、第三十九条の二十及び第三十九条の二十一に定めるものを除き、責任制限法第三章(第九条、第十条、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第四節、第五十四条、第六十四条及び第七十六条を除く。)の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項第二十一条第一項及び第二 十二条第三条第一項	前条第一項	油漏損害賠償法第三十九条 の十四第四項	この法律
第十九条第一項	制限債権	油漏損害賠償法第三十九条 の二十四第一項	油漏損害賠償法第三十九条 の三十九条の十七、第三十九条 の二十一第一項並びに第三十九条 の二十一第一項及び第二項にお いて準用するこの法律
第二十三条规定	第二十一条第一項	第十九条第一項	油漏損害賠償法第三十九条 の三十九条の十七、第三十九条 の二十一第一項並びに第三十九条 の二十一第一項及び第二項にお いて準用するこの法律

第三十三条		第三十条第一項	第三十条第一項	第二十八条第一項第四号	船舶、救助船舶又は救助者	責任限度額
この法律	日 、「第三十条第一項の供託の	第十九条第二項	第十九条第一項の	制限債権者	特定油漏損害に関する制限債権	千九百六十九年条約責任限度額 (油漏損害賠償保障法第三十九条の五第一項に規定する千九百六十九年条約責任限度額をい) う。以下同じ。」
油漏損害賠償保障法第三十九条 の十七において準用するこの法律	「第三十九条の十七において準用する規定による決定に基づき供託する日」と「適用する」とあるのは「適用する責任制限法第三十九条第二項において準用する」とある。	油漏損害賠償保障法第三十九条 の十四第二項	千九百六十九年条約責任限度額 に相当する	油漏損害賠償保障法第三十九条 の十四第一項の	船舶	千九百六十九年条約責任限度額 (油漏損害賠償保障法第三十九条の五第一項に規定する千九百六十九年条約責任限度額をい) う。以下同じ。」

## 第四十七条第一項

特定油漏損害に関する制限債権

制限債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは連約金の請求権については、連約金に生じたものに限る。以下この章において同じ。)

## 第四十八条第二項

同法

油漏損害賠償保障法

この法律

## 第五十五条第一項及び第八十一条第一項

第十八条(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)

油漏損害賠償保障法第三十九条の十三

## 第五十七条

制限債権

制限債権

特定油漏損害に関する制限債権

## 第六十条

、制限債権

、制限債権

、特定油漏損害に関する制限債権

## 第六十一条

並びに制限債権であるとき

並びに制限債権であるとき

並びに特定油漏損害に関する制限債権であるときは、その内容

## 第六十二条第一項

内情並びに人の損害に関する債権と

内情並びに人の損害に関する債権と

内情並びに人の損害に関する債権と

## 第六十三条第一項

の別

の別

の別

## 第七十条第二項

事項を人の損害に関する債権との別に従つて

事項を

## 第十九条第一項

責任限度額

## 第二十条第二項

責任限度額に相当する金額は、供託の日

## 第二十一条第二項

責任制限手続開始の決定

## 第二十二条第一項

開始

## 第二十三条第一項

責任限度額

## 第二十四条第一項

船舶、救助船舶又は救助者

## 第二十五条第二項

拡張

## 第二十六条第一項

責任制限手続開始

## 第二十七条第一項

責任限度額又は事故発生の日

## 第二十八条第一項

船舶

## 第二十九条

責任制限手続拡張

## 第三十条第一項

拡張限度額

(責任制限手続拡張の申立て)  
第三十九条の十八 申立人又は受益債務者は、責任制限手続において、千九百九十二年条約責任限度額を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続拡張の申立てをすることができる。ただし、配当が終了した後は、この限りでない。

(責任制限手続拡張の決定)  
第三十九条の十九 責任制限手続を拡張する決定においては、責任制限手続が領海外油漏損害等に

関する制限債権についても効力を及ぼす旨を定めるものとする。  
(責任制限手続拡張の申立て等についての責任制限法の準用)

第三十九条の二十 責任制限法第十八条から第二十五条までの規定は第三十九条の十八の規定による申立てについて、責任制限法第三章第三節(責任制限法第二十七条中管理人の選任に関する部分を除く。)の規定は前条の決定について、責任制限法第三十九条の規定は第三十九条の十八の規定による申立てをした受益債務者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

制限債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは連約金の請求権については、連約金に生じたものに限る。以下この章において同じ。)

## 第十八条

制限債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは連約金の請求権を除く。以下「連約金の請求権」において同じ。)の額が千九百九十二年条約責任制限額による損害賠償金の請求権を除く。第二十五条第二号において同項又は第五条第一項における責任限度額と同一の額が第三項又は第五項に規定する責任限度額と同一の額が第三項又は第五項に規定する責任限度額と同一の額は

制限債権の額が千九百九十二年条約責任限度額による損害賠償金の請求権を除く。以下同じ。)

制限債権(油漏損害賠償保障法第三十九条の二に規定する千九百九十二年条約責任限度額をいう。以下同じ。)の額が千九百九十二年条約責任限度額をいう。以下同じ。)

制限債権(事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは連約金の請求権を除く。以下「連約金の請求権」において同じ。)の額が千九百九十二年条約責任限度額による損害賠償金の請求権を除く。第二十五条第二号において同項又は第五条第一項における責任限度額と同一の額が第三項又は第五項に規定する責任限度額と同一の額は

制限債権(油漏損害賠償保障法第三十九条の二に規定する千九百九十二年条約責任限度額をいう。以下同じ。)の額が千九百九十二年条約責任限度額をいう。以下同じ。)

拡張限度額に相当する

に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

特定油濁損害に関する制限権の調査期日が開始された後における前条の決定について、前項において責任制限法の規定を準用する場合においては、同項の規定により読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一二七条第一号	制限債権	領海外油濁損害等に 關する制限債権
第二十七七条第二号並びに第二十八条第一項 第五号及び第六号並びに第三項	制限債権	保険法第八条第二項に規定する領 海外油濁損害等をいう。以下同じ。)
(拡張された責任制限手続についての責任制限法等の準用)	権	領海外油濁損害等に關する制限債

未記載権に関する手続については、前表第一項において準用する責任制限法第二十九条第一項及び第三十一条の規定並びに前項において準用する責任制限法(以下この項において「準用責任制限法」という。)第五十条、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第五十八条から第六十三条まで並びに第六十五条から第六十七条规定を、第二次配当に関する手続については、準用責任制限法第六十九条第一項、第七十条から第七十五条まで、第七十八条及び第七十九条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

				制限債権
項第四十七条第一 項第四十八条第二	第五十七条规定	同法	油渋損害賠償保障法	この法律
第五十六条第一 第六十一条第二	並びに制限債権であるときは、 その内容及び人の損害に関する債権と 物の損害に関する債権との別	並びに制限債権であるときは、 その内容及び人の損害に関する債権と 物の損害に関する債権との別	油渋損害賠償保障法	この法律
第六十条	内容並びに人の損害に関する債 権と物の損害に関する債権との別	内容	及び制限債権であるときは、その内容	
第七十条第二項	事項を人の損害に関する債権と 従つて物の損害に関する債権との別に	内容	訴訟(以下「手続外訴訟」という。)と 債権者及び申立人又は受益債務者間の	
項第六十六条第一 項第六十一条第二	手続外訴訟	内容	訴訟(以下「手續外訴訟」という。)	

官 報 (号 外)

前条第一項において準用する責任制限法第三十一 条第一項		責任制限手続開始の決定	
前条第一項において準用する責任制限法第三十一 条第二項	前条第一項において準用する責任制限法第三十一 条第二項	制限債権者及び受益債務者	油濁損害賠償保険法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の八第一項の
準用責任制限法第五十三 条第一項	準用責任制限法第五十二 条第一項	第四十七条规定第五項	未配当債権者(油濁損害賠償保険法第三十九条の八第三項の未配当債権者)をいう。以下同じ。
この節	手続に参加した者	未配当債権	油濁損害賠償保険法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の九
準用責任制限法第五十二 条第三項及び第五十六条 第一項	他の制限債権者	未配当債権(油濁損害賠償保険法第三十九条の五第二項において準用する未配当債権をいう。以下同じ)	油濁損害賠償保険法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の九
準用責任制限法第五十一 条第一項及び第五十二条 第一項	手続に参加した者	未配当債権を届け出た者	未配当債権者及び受益債務者
準用責任制限法第五十二 条第一項	手続に参加した者	未配当債権(領海外油濁損害賠償保険法第三十九条の五第二項において準用する未配当債権をいう。以下同じ)	未配当債権者又は他の未配当債権者
この節	未配当債権を届け出た者	未配当債権(領海外油濁損害賠償保険法第三十九条の五第二項において準用する未配当債権をいう。又は前条に規定する届出に限り、同条第二項に規定する届出に附する場合を含む。若しくは油濁損害賠償保障法第三十九条において準用する同法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の九)	未配当債権者又は他の未配当債権者

準用責任制限法第七十三条及び第七十四条第一項	準用責任制限法第六十九条第二項	準用責任制限法第五十六条第一項	準用責任制限法第五十六条第二項	準用責任制限法第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項	準用責任制限法第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項
者	制限債権者	制限債権者	当該参加した者	第一二十八条规定(第三项及び第三项において第一二八条第二项に適用する場合を含む)	第一二八条第二项及び第三项
者	未配当債権者等にに関する債権等にに関する制限債権	未配当債権者又は領海外油漏損害等にに関する制限債権	未配当債権を届け出た者	油漏損害賠償保障法第三十九条の二十一第一項において準用する同法第三十九条の八第三項及び第四項	第十八条规定(第三十七条规定第二项において准用する場合を含む)の規定により届け出た未配当債権者以外の未配当債権者

3 特定油漏損害に関する制限債権の調査期日が開始された後における第三十九条の十九の決定により拡張された責任制限手続について、第一項において責任制限法の規定を準用する場合においては、同項の規定により読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条		第五十八条第一項及び第六十一条第二項まで		第五十八条第一項及び第六十一条第二項まで					
制限債権		、制限債権及び制限債権		領海外油漏損害等に関する制限債権及び領海外油漏損害等に関する制限債権					
(責任条約のみの締約国である外国において責任制限手続が行われた後における我が国における責任制限手続)									
第三十九条の二十二 責任条約のみの締約国である外国において責任条約第五条の規定により基金が形成された場合であつて、当該基金からの支払が終了したときは、当該船舶所有者又は保険者等は、当該基金からの支払及び国際基金条約第四条の規定による国際基金からの補償を受けた後残存する債権（責任条約のみの締約国の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油漏損害、責任条約のみの締約国において特定期間による特定油漏損害及び政令指定油による特定油漏損害に関する債権を除く。）並びに領海外油漏損害等に関する債権（次項において「特定債権」という。）について、千九百九十二年条約責任限度額から当該基金からの支払の総額を控除した金額を限度としてその責任を制限するため、責任制限手続開始の申立てをすることができる。									
2 前項の規定による申立てにより開始された特定債権に関する責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第十七条第一項、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。									
第十八条 第十三条第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項									
第十九条第二項 第二十九条第一項及び第二十九条第二項									
第十九条第二項中「供託の日」 第三十条第二項									

第十九条第二項中「供託の日」 第三十条第二項	及び制限債権（事故発生後の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権を除く。） 第二十九条第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項	この法律	油漏損害賠償法第三十九条の二十二第二項において準用するこの法律	第三十九条第一項 第二十九条第一項及び第二十九条第二項	第三十九条第一項 第二十九条第一項及び第二十九条第二項	第三十九条第一項 第二十九条第一項及び第二十九条第二項	第三十九条第一項 第二十九条第一項及び第二十九条第二項
第十九条第二項中「供託の日」 第三十条第二項	、責任条約（油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。以下同じ。）第五条の規定により外國において形成されたたる	責任限度額又は事故発生日の日	責任限度額又は事故発生日の日	船舶、救助船又は救助者	供託の日	責任限度額	特定責任限度額
第十九条第二項中「供託の日」 第三十条第二項	、責任条約（油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。以下同じ。）第五条の規定により外國において形成されたたる	責任限度額又は事故発生日の日	責任限度額又は事故発生日の日	船舶	供託の日	責任限度額	特定責任限度額
第十九条第二項中「供託の日」 第三十条第二項	、責任条約（油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。以下同じ。）第五条の規定により外國において形成されたたる	責任限度額又は事故発生日の日	責任限度額又は事故発生日の日	船舶	供託の日	責任限度額	特定責任限度額

官 報 (号 外)

第四十七条第一項		の供託の日	
第四十八条第二項		の規定による決定に基づき供託する日（第三十九条第二項において準用する）	
第五十七条		制限債権（利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求についでは、制限債権の調査期日の開始の日までに生じたものに限る。以下この章において同じ。）	
第六十条		油濁損害賠償保障法	この法律
第六十一条第二項		同法	油濁損害賠償保障法
第六十六条第一項		内容並びに制限債権であるときは、その内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別	及び制限債権であるときは、その内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別
第七十条第二項		手続外訴訟	内容
事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて		債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟（以下「手続外訴訟」といいう。）	事項を

第四十一条第一項中「締約国」の下に「又は千九百九十二年責任条約の締約国」を、「責任条約第五条」の下に「又は千九百九十二年責任条約第五条」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、責任条約のみの締約国である外国において責任条約第五条の規定により基金が形成された場合には、当該基金からの支払を

受けた後残存する債権（責任条約のみの締約国が國籍を有する船舶に積載されていた油による特定油濁損害、責任条約のみの締約国が領域内における特定油濁損害及び政令指定による特定油濁損害に関する制限債権を除く。）については、この限りでない。

第四十一条第二項中「前項」を「前項本文について、第三十九条の十六の規定は同一

ただし書」に改め、同項に後段として次のよう  
て加える。

この場合において、第三十九条の十六第一

第四十五条第一項及び第四十七条第四号中「第三十八条」を「第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七若しくは第三十九条の二十一第一項」に改める。

第三回 改  
だし書」と、「制限債権」とあるのは「債権」と読み替えるものとする。

改正字典

「第四章の一  
九百九十二年国際基金(第三十条の二)  
**第五章 責任制限手続**  
**第一節 通則(第三十一条 第三十九条)**  
**第二節 千九百九十二年条約責任限度額を限度とする責任制限手続(第三十九条の二)**  
**第三節 特定油濁損害に因し千九百六十九年条約責任限度額を限度として開始する責**

第五章 責任制限手続(第三十一条)

第三十九条の十一、第三十九条の十二、第三十九条の二十一の各項に「第三十九条の十一、第三十九条の十二、第三十九条の二十一」を「第三十九条」に改める。

卷之三

第二条第一号を削り、同条第一号の二中「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、同号之同条第一号とし、同条第二号を削り、同

については、第一号及び第二号に掲げる者に限る。」を削り、「(政令指定油による油漏損害を除く)が、次に掲げる者(責任条約の締約国で

同条第一号の二中「一千九百九十二年国際基金条約」を「国際基金条約」に改め、同号を同条第一号とし、同条第五号の二中「一千九百九十二年責任各國間の連合条約」を「責任条約」に改め、同条第六号イを削り、

あり、かつ、一千九百九十二年責任条約の締約国でない国(以下「責任条約のみの締約国」といふ。)の国籍を有する船舶に積載されていた油による特定油漏損事案については、第一号に掲げる

同号ロ「中〔政令指定油を除へ。〕」を削り、「千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、「領域」の「下」に「〔領海を含む。〕」を加え、「〔イに掲げ。〕」を削り、同号ロを同号イとし  
る損害を除く。」)を削り、同号ロを同号イとして

第三号中「一千九百九十二年責任条約」を「責任条約」に改め、同項第六号中「第一条第六号ヘ」を「第一条第六号ロ」に改める。

号ロと」、同条第六号の二を削り、同条第七号中「第六号ハ」を「前号ロ」に改め、同条第十号を削り、同条第十号の二中「千九百九十二年國慶

定油濁損害が自らの故意又は過失により生じたものであるとき」を削る。

第三条第四項中「(政令指定油による油濁損害

のようだ改める。



官報(号外)

			まで年六パーセントの割合により 算定した金額
第三十九条第二項	供託の日	責任限度額	供託の日(次条第一項の規定により ては、同項の規定による届出の日)
第二十八条第一項	船舶、救助船又は救助者	船舶	
第三十条第一項	責任限度額又は事故発生の日	金銭	
第三十条第二項	第十九条第二項中「供託の日」 の供託の日	油濁損害賠償法第三十八条にお いて読み替えて準用する第十九条第 二項中「供託の日」 の規定による決定に基づき供託する る日(第三十条第二項において準用す る)	
第四十七条第一項	制限債権(利息又は不履行による 損害賠償若しくは違約金の請求権 につきては、制限債権の調査期日 の開始の日までに生じたものに限 る。以下この章において同じ。)	制限債権	
第四十八条第二項	油濁損害賠償保障法	この法律	
第五十七条	並びに制限債権であるときは、そ と物の損害に関する債権との別	油濁損害賠償保障法	容
第六十条	内容及び人の損害に関する債権と と物の損害に関する債権との別	同法	内容
第六十一条	内容及び人の損害に関する債権と と物の損害に関する債権との別	同法	内容
第六十二条	内容		

第七十条第二項	手続外訴訟	債権者及び申立人又は受益債務者同 の訴訟(以下「手続外訴訟」という。)
第五章第二節及び第三節を削る。	並びに附則第三条第一項及び第四条の規定 千九百六十九年の油による汚染損害について の民事責任に関する国際条約を改正する千九 百九十二年の議定書が日本国について効力を 生ずる日	

第四十一条第一項中「又は千九百九十二年責  
任条約の締約国」及び「又は千九百九十二年責任  
条約第五条」を削り、同項ただし書を削り、同  
条第二項中「前項本文の場合について、第三十  
九条の十六の規定は同項ただし書」を「前項」  
に改め、同項後段を削る。

第四十五条第一項及び第四十七条第四号中  
「第三十九条の十一第一項、第三十九条の十七  
若しくは第三十九条の二十二第二項」を「第三十  
八条」に改める。

(施行期日)  
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区  
分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施  
行する。

一 第一条並びに次条、附則第七条及び第八条  
の規定 千九百六十九年の油による汚染損害  
についての民事責任に関する国際条約の議定  
書及び千九百七十一年の油による汚染損害の  
補償のための国際基金の設立に関する国際条約  
を改正する千九百九十二年の議定書(附則第  
三条第三項において「国際基金条約議定書」と  
いう。)が日本国について効力を生ずる日

四 第三条並びに附則第五条及び第六条の規  
定 油による汚染損害についての民事責任に  
関する国際条約及び油による汚染損害の補償  
のための国際基金の設立に関する国際条約  
(千九百六十九年の油による汚染損害につい

二 第一条(次号に規定する改正規定を除く。)

ての民事責任に関する国際条約の補足) (附  
則第五条第一項において「千九百七十一年国  
際基金条約」という。) の廢棄が日本国につい  
て効力を生ずる日

## (第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行前に油漏損害の原因と  
なった最初の事実が生じた場合における当該油  
漏損害に係る千九百七十一年国際基金条約第十  
二条第二項(イ)に規定する提出金については、な  
く起算して百二十日を経過する日までは提起  
することができない。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前  
に油漏損害については、なお從前の例による。

## (第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前  
に油漏損害の原因となつた最初の事実が生じた  
場合における当該油漏損害については、なお從  
前の例による。

2 第二条の規定による改正後の油漏損害賠償保  
障法(以下この条において「新法」という。)第四  
章の二及び第三十七条の二の規定は、油漏損害  
の原因となつた最初の事実がこれらの規定の施  
行前に生じた場合における当該油漏損害につい  
ては、適用しない。

3 千九百九十二年の油による汚染損害の補償の  
ための国際基金の設立に関する国際条約(以下  
この条において「千九百九十二年国際基金条約」  
といふ。)第四条第一項に規定する補償を求める  
ための千九百九十二年国際基金(千九百九十二  
年国際基金条約第一条第一項に規定する千九百  
九十二年の油による汚染損害の補償のための国

官 報 (号 外)

4 新法第二十八条第一項又は第二項の規定によ  
りその受取量を報告すべき特定油に係る油受取  
人は、千九百九十二年国際基金条約第三十六条  
の三第四項に規定するいずれか早い日までの間  
は、新法第三十条の二において読み替えて適用  
する新法第三十条の規定にかかわらず、千九百  
九十二年国際基金条約第十二条、第十三条及び  
第十六条の三の規定により、千九百九十二年  
国際基金条約第十条の年次提出金を千九百九十  
二年国際基金に納付しなければならない。

(第二条の規定による改正に伴う国際法律の一  
部改正)

2 船舶のトン数の測度に関する法律の一部を次  
のよう改正する。

附則第一条第二項を削る。

(附則に係る経過措置)

第七条 この法律の各改正規定の施行前にした行  
為に対する罰則の適用については、それぞれな  
お從前の例による。

第四条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法  
律(昭和四十五年法律第二百三十六号)の一部を次  
のように改正する。

第四十一条第五項中「第二条第六号ロ」を「第  
二条第六号ハ」に改める。

(第三条の規定による改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定の施行前に油漏損害の原因  
となつた最初の事実が生じた場合における当該  
油漏損害については、なお從前の例による。

2 第二条の規定の施行前に油漏損害の原因と  
なった最初の事実が生じた場合における当該油  
漏損害に係る千九百七十一年国際基金条約第十  
二条第二項(イ)に規定する提出金については、な  
く起算して百二十日を経過する日までは提起  
することができない。

(第三条の規定による改正に伴う経過措置)

第六条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法  
律の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「第二条第六号ハ」を「第  
二条第六号ロ」に改める。

一 議案の目的及び要旨

本案は、千九百九十二年の油による汚染損害  
についての民事責任に関する国際条約及び千九  
百九十二年の油による汚染損害の補償のための  
国際基金の設立に関する国際条約等の実施に伴  
い、船舶所有者が賠償する責めに任ずる油漏損  
害の範囲を拡大し、及びその責任の限度額を引  
き上げるとともに、従前の条約が廢棄されるま  
での間ににおける責任制限手続等に関して必要な  
事項を定める等の措置を講ずることにより、油  
漏損害賠償制度の充実を図ろうとするもの  
であり、その主な内容は次のとおりである。

1 船舶所有者の責任限度額を算出するための  
単位を国際通貨基金協定に規定する特別引出  
権に改める」とする。

2 船舶所有者が責任を負う油漏損害の範囲に

官報(号外)

ついて、空船航行中のタンカー等による油漏

損害及び本邦の領海の基線からその外側二百海里の線までの海域である二百海里水域内に

おける油漏損害等を追加することとする。

3 船舶所有者の責任限度額を引き上げることとする。

4 千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び千九百九

十二年の油による汚染損害の補償のための國際基金の設立に関する国際条約の発効後、從前の大約が廢棄されるまでの間ににおける船舶所有者の責任を制限するための手続等について、所要の規定を設けることとする。

5 条約の実施に伴いその他の所要の改正をすることとする。

6 本法の施行については、それぞれの規定の

内容に応じて、それぞれの条約が我が国について効力を生ずる日又は從前の条約の廢棄が我が国について効力を生ずる日をその期日とすることとする。

二 議案の可決理由

本案は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための國際基金の設立に関する国際条約等の実施に伴

い、新たに必要となる国内法制の整備を図るた

めの措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年六月九日

運輸委員長 井上 一成

衆議院議長 土井たか子殿

4 千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び千九百九

十二年の油による汚染損害の補償のための國際基金の設立に関する国際条約の発効後、從前の大約が廢棄されるまでの間ににおける船舶登録事務所の設置に関する承認を求める件右

国会に提出する。

平成六年四月八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求める件

神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、神奈川県平塚市に、関東運輸局神奈川陸運支局湘南自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

理由

の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年六月九日

運輸委員長 井上 一成

衆議院議長 土井たか子殿

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局神奈川陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求める件(内閣提出)に附する報告書

の件(内閣提出)に附する報告書

右

国会に提出する。

平成六年四月一日

内閣総理大臣 細川 譲熙

本件は、神奈川県の中西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、神奈川県平塚市に、関東運輸局神奈川陸運支局湘南自動車検査登録事務所を設置する必

要があるので、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置	管轄 区	城 市
湘南自動車検査登録事務所	神奈川県平塚市	平塚市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 秦野市	伊勢原市 南足柄市 高座郡 中郡 足柄上郡
		足柄下郡	

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百四条ノ三の次に次の二条を加える。

第二百四条ノ三ノ二 第二百四条ノ二第三項ノ規定ニ依リ取締役会ガ会社ヲ譲渡ノ相手方ニ

規定ニ依リ取締役会ガ会社ガ前条第一項ノ指定シタル場合ニ於テハ会社ガ前条第一項ノ請求ヲ為スニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ第二百四条ノ二第三項ノ通知ノ日ヨリ三十日内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ決議ニ付テハ第二百四条ノ二第一項ノ株主ハ譲決権ヲ行使スルコトヲ得ズ

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案及び同報告書

第一項ノ会社ガ前条第一項ノ請求ヲ為シテ株式場合ニ於テハ売買價格ハ第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ且買受クル

コトヲ得ベキ株式ノ數ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シタル株式ノ數ト併セテ発行済株式ノ總數ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

内ニ第一項ノ決議ナカリシ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四条ノ四第一項及び第二項中「前条第一項」を「第二百四条ノ三第一項」に改め、同条第三項及び第五項中「前条第一項」を「第二百四条ノ三第二項」に改め、同条第六項中「場合」の下に「及前項ノ規定ニ依リ売買ガ成立セザリシモノト看做サレタル場合」を加え、同条第五項の次に次の二条を加える。

第一項ノ会社ヨリ第二百四条ノ三第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ裁判所ノ決定スル売買價格ガ前条第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトハ成立セザリシモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クルコトヲ得ベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ニ非ザルモノナルコトキハ其ノ売主

第一項ノ場合ニ於テハ買受クルコトヲ得ベキ取引所ノ相場ニ準ズル相場アル株式ニ非ザルモノナルコトキハ其ノ売主

第一項ノ場合ニ於テハ買受クルコトヲ得ベキ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

五ニ於テ準用スル同項ノ請求ヲ為シテ株式

ヲ買受クルトキ

第一百十条ノ二 会社ハ前条ノ規定ニ拘ラズ正

三百四十三条ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要

ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三

項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於ケル請求ノ要領ハ第二百三

前項ノ場合ニ於テ株式ヲ買受クルニハ左ノ事

項ニ付定時幾会ノ決議アルコトヲ要ス此ノ場

合ニ於テハ取締役ハ使用人ニ株式ヲ譲渡スコ

トヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

一決議後最初ノ決算期ニ開スル定期総会ノ

終結ノ時迄ニ買受クベキ株式ノ種類、總數

及取得価額ノ總額

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ニ非ザルモノナルコトキハ其ノ売主

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テハ買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ株式ヲ買受クルコトヲ得

ベキ期間ハ第二項第一号ニ定ムル時迄トス

第二項第一号ニ定ムルトキハ同項ノ決議ハ第

三百四十三条ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要

ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三

項及第四項ノ規定ヲ準用ス

官 報 (号 外)

社ハ第二百十条ノ規定ニ拘ラズ株主ノ相続人ヨリ其ノ相続ニ因リ得タル株式ヲ相続ノ開始後一年内ニ買受クル為ニスルトキハ自己ノ株式ヲ取得スルコトヲ得但シ其ノ株式ノ數ハ同ノ數ト併セテ発行済株式ノ總數ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ  
前項ノ場合ニ於テ売買価格ガ第二百四条ノ三ノ二第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルトキハ其ノ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ  
第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三項及  
第四項ノ規定ヲ準用ス  
第二百十条ノ四 取締役ハ其ノ營業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第二百四条ノ三第一項若ハ第二百四条ノ五ニ於テ準用スル同項、第二百十条ノ二第二項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ  
營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヨリ第二百十条第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ前条第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計

額ヲ控除シタル額ヲ下リタル場合ニ於テハ前項ニ規定スル規定ニ依リ買受ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ其ノ差額、若シ其ノ營業年度ニ於テ同項ニ規定スル規定ニ依リ買得シタル株式ノ取得価額ノ総額ヨリ其ノ株式中既ニ処分シタル株式ノ価額ノ総額及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル残額ガ其ノ差額ヨリ少ナキトキヘ其ノ残額ニ付賠償ノ責ニ任ズ但シ取締役ガ前項ノ虞ナキモノト認ムルニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百六十六条第一項第三項及第五項ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ニ之ヲ準用ス

第二百十一条中「前条第一号」を「第二百十条第一号」に、「第一号乃至第四号」を「同条第二号乃至第五号及第二百十条ノ三第一項」に、「為ス」を「為シ第二百十条ノ二第一項ノ場合ニ於テハ株式ヲ買受ケタル時ヨリ六月内ニ使用人ニ株式ヲ譲渡ス」に改める。

第二百十二条の次に次の一条を加える。

第二百十二条ノ一 会社ハ前条第一項ノ規定ニ依ルノ外定時総会ノ決議ヲ以テ株式ヲ買受ケテ之ヲ消却スルコトヲ得

前項ノ決議ハ第二百十条ノ二第二項各号ニ掲

タル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ買受クルコトヲ得ベキ株式ノ取得価額ノ総額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十条第一項各号ノ金額及定期会ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百十一条ノ二第四項乃至第八項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クル場合又ハ同項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ同条第八項ノ規定ノ準用ニ付テハ株式ノ買取ヲ公告シテ為ス取引ニ依ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

取締役ハ其ノ営業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ合額ノ合計額ヲ下ル廣アルトキハ第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ

營業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額ガ同項ノ合計額ヨリ第二百十一条第五号ニ掲グルトキニ又ハ第二百十一条ノ二第一項若ハ第二百十一条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ買受ヲ為シタル株式ノ取得価額ノ總額ガ其ノ差額ヨリ下タル株式ノ取得価額ニ付賠償ノ責ニ任ズ

第二百九十三条第一項に次の一号を加える。  
五 第二百十条第五号ニ掲タル場合ニ於テ又  
ハ第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ  
三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式  
ニ付貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金  
額ノ合計額  
第二百九十三条ただし書中「妨げズ」の下に  
「且会社ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ利益又ハ  
利息ノ配当ハ之ヲ為サズ」を加える。  
第二百九十三条ノ五第三項第四号中「額」の下に  
ニ「及第二百十条ノ二第一項又ハ第二百十一条  
ノ二第一項ノ決議ニ依リ定メタル株式ノ取得価  
額ノ総額ノ合計額」を加え、同号を同項第五号ニ  
とし、同項第三号の次に次の一号を加える。  
四 最終ノ決算期ニ於テ第二百十条第五号ニ  
掲タル場合ニ於テ又ハ第二百十条ノ二第一  
項若ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ  
取得シテ有スル株式ニ付貸借対照表ノ資産  
ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額  
第二百九十三条ノ五第五項中「合計額」を「合  
計額ヨリ第二百十条第五号ニ掲タルトキニ又ハ  
第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ三第二

項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」に改める。

第四百九十八条第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一ノ二 第二百十条ノ二第七項又ハ第二百十二条ノ二第四項ニ於テ準用スル第二百

条ノ二第七項ノ規定ニ依ル請求アリタル場

合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事項ヲ譲案ト為サ

ザルトキ

第四百九十八条第一項第十三号中「第二百二条第一項」の下に「又ハ第二百十二条ノ二第一項」を加える。

(有限会社法の一部改正)

第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ社員総会ガ会社ヲ譲渡ノ相手方ニ指定シタル場合ニ於テハ会社ガ同項ニ

於テ準用スル商法第二百十条ノ四第二項ノ

取締役ノ責任ニ之ヲ準用ス

第一項ニ於テ準用スル商法第二百十二条ノ二

第一項ノ決議ハ第四十八条ノ規定ニ依リ之ヲ

ノ三第一項及第二百十二条ノ二第一項ノ

第一項及び第三項(これらノ規定を改正後の有

限会社法第二十四条第一項において準用する場

合を含む。)並びに改正後の商法第二百十条ノ二

第一項の規定は、この法律の施行前に株主総会

又は社員総会の招集の手続が開始された場合に

及二百十二条第一項」を「第二百十条ノ三第一項第二項、第二百十二条第一項第二項、第二百十二条第一項及第二百十二条ノ二第一項第三項第五項

第六項」に改め、同項の次に次の五項を加える。

十二ノ二 第二百十条ノ二第六項ノ取締役ノ責

任ニ之ヲ準用ス

第四十四条に次のただし書を加える。

但シ会社ノ有スル自己ノ持分ニ付テハ利益

ノ配当ハ之ヲ為サズ  
第八十五条第一項第八号中「第一百十二条第一項」の下に「又ハ第二百十二条ノ二第一項」を加える。

### 附 則

### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の商法及び有限会社法の規定(罰則を除く。)は、次項に定めるものを除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

3 改正後の商法第二百十条第五号、第二百十条ノ三第一項及び第二百十二条ノ二第一項並びに第二百十二条ノ二第一項の規定を改正後の有

限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに改正後の商法第二百十条ノ二第一項の規定は、この法律の施行前に株主総会又は社員総会の招集の手続が開始された場合に

おける自己の株式又は持分の取得については、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 理 由

### （経過措置）

会社制度をめぐる最近の社会経済情勢及び会社の業務の運営の実態にかんがみ、自己株式又は自己持分の消却をすることができるとともに、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社又は有限会社については株式又は持

分の譲渡承認請求があつた場合及び株主又は社員に相続があつた場合に自己株式又は自己持分を取得することができるなどとする等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

商法及び有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、会社制度をめぐる最近の社会経済情

官 報 (号外)

式制度及び有限会社の出資制度の運営の一層の適正化及び円滑化を図るため、自己株式及び自己持分の取得規制を緩和しようとするもので、

その主な内容は次のとおりである。

- 1 会社は、正当の理由があるときは、定時総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内で、発行済株式総数の百分の三を限度として、使用人に譲渡するため自己株式を取得できることとする。
- 2 会社は、定時総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内で、株式を消却するため自己株式を取得できることとし、有限会社についても同様の制度を導入することとする。
- 3 株式の譲渡制限がある会社は、株主から譲渡先指定の請求があった場合及び株主の相続分の一を限度として、自己株式を取得できることとし、有限会社についても同様の制度を導入することとする。

二 議案の可決理由

本案は、株式制度及び有限会社の出資制度の運営の一層の適正化及び円滑化を図るため、自己株式及び自己持分の取得規制を緩和しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、こ

れを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年六月十日

衆議院議長 土井たか子殿

法務委員長 高橋辰夫

衆議院会議録第二十一号中正誤

ペレ	段行	回転	誤
二	一	三	回天
三	四	五	六
一九	四	三	(財)日本船舶振興会

官 報 (号 外)

平成六年六月十日 衆議院会議録第二十六号

明治二十二年五月三十一日

(第二十五号の発送は都合により後日となるため、第二十六号を先に発送しました。)

発行所 平一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局

電話 03 (3587) 4294

定価 本号一冊  
(税込三円) 一〇三円  
送別料を含む